

平成22年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	7. 土木費	事業名	3. 勝田台・長熊線整備費		
項	3. 都市計画費	細事業名			
目	3. 街路事業費	担当課・係	志津霊園対策室	(執行課: 志津霊園対策室)	

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業								(単位: 千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	財産収入	繰入金							一般財源
要求額	10,819	165,331	要求	819	10,000							154,512
決定額			決定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策	多彩なふれあいが広がるまちづくり/生活基盤が充実したまちづくり/市内の東西を横断する勝田台・長熊線(志津霊園)								
	【勝田台・長熊線(志津霊園関連区間)損害回復に関する業務】	施策体系コード	05-02-01-10-50			事業番号	290-1				
	都市計画道路勝田台・長熊線(志津霊園関連区間)の建設に関連して過去に支出した補償費のうち、佐倉市の損害として訴訟判決で確定した市の債権額約5億3000万円について、費用対効果を考慮しながら実施可能な手段を選択し回収を進めます。	総事業費	528,501千円				事業期間	平成18年度～平成22年度			
		年度別事業費	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度				
			4,230	28,516	4,091	326,571	165,093				
		(事業実施に関する根拠法令) 地方自治法、都市計画法、宗教法人法、墓地埋葬等に関する法律 憲法、民法、民事訴訟法、民事調停法、民事執行法									

< 事業に関する説明 >

(事業の説明)	(事業の目的)	(事業の効果)
志津霊園関連区間の道路建設推進のため、事業用地となる本昌寺墓地移転に関する墓地使用者との補償契約締結及び移転補償費の支出、また本昌寺に対して墓地移転代替地の造成費用を負担する。 また、損害の回復に関しては、個人債務者に対して、民事執行手続等の可否を検討して、状況により執行等に着手する。	佐倉市を東西に横断して国道16号と国道51号とを結び、主要幹線道路となっている勝田台・長熊線の全線開通を目指し、未開通部分である志津霊園関連区間の早期開通を図る。	都市計画道路勝田台・長熊線(志津霊園関連区間)が志津霊園本昌寺墓地移転等により開通すれば、都市間交通の円滑化による社会経済活動の活性化が図れるものと想定される。また、国道296号の混雑緩和と、志津地区、特に志津霊園周辺地域の生活道路からの通過交通排除が行え、地区の安全性向上につながる。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)
過去に佐倉市は補償金を支出したが、その補償金は任意組織により目的外に使用され、また使途不明金の発生に至り、移転事業、道路建設事業が頓挫した。この経過を踏まえ、未開通である志津霊園関連区間の道路の早期開通という目的を達成させるためには、市が算定した適正な執行予算により、墓地移転が確実に行われ完了するように、事業進捗を適時確認する必要がある。	墓地移転反対者に対する対応について、現実的に実施可能な手段をさらに検討する。	本昌寺墓地移転代替地造成費と墓地移転に関する補償費については、複数年にわたる負担となるため、その状況に即した予算化を図る。